# 制限付一般競争入札の参加方法

この入札は、参加要件を全て満たせば、参加を希望する者は自由に参加できる、入札書は持参ではなく郵送する、予定価格（上限）が公表されている、入札結果をＨＰ上で公開するなど、しくみや手順などについても従来の**指名競争入札とは異なります**。また、参加を希望しない場合においては、**辞退届を提出する等の手続きは一切必要ありません。（入札を希望する場合のみ入札書を送付するなどの必要があります。）**

以下に全体の流れをまとめていますのでご確認ください。（３番以降の「クリックしてください」はこのページからはリンクしていませんので、契約課ホームページのトップページにある、それぞれの部分をクリックしてご覧ください。）

| 手順 | | 場所 |
|---|---|---|
| 1 | 「公告文」を確認 | この「参加方法」に続いて表示されます。<br>※物品名や参加要件、納期限、予定価格などが記載されています。 |
| 2 | 「仕様書」を確認 | 今回は「公告文」に続いて表示されます。<br>※物品の詳しい規格等が記載されています。 |
| 3 | 「共通の注意事項」を確認 | 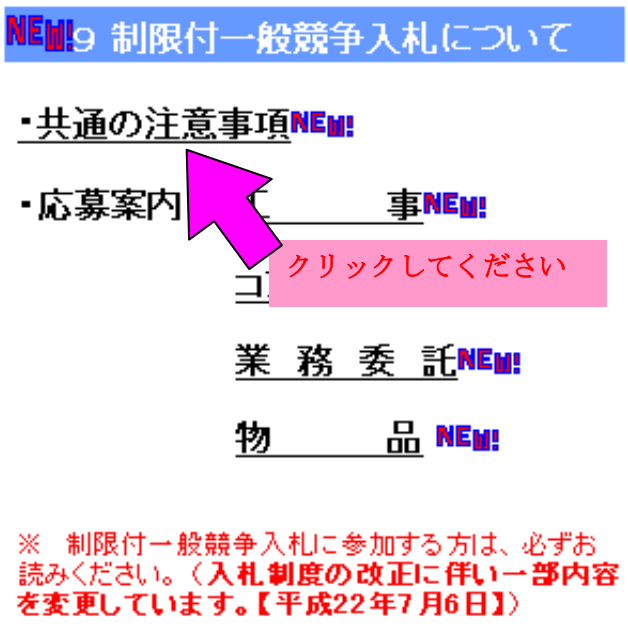 <br>※工事、コンサルタント業務、業務委託、物品全てに共通の注意事項が記載されています。 |

| | | |
|---|---|---|
| 4 | 「応募案内」を確認 | 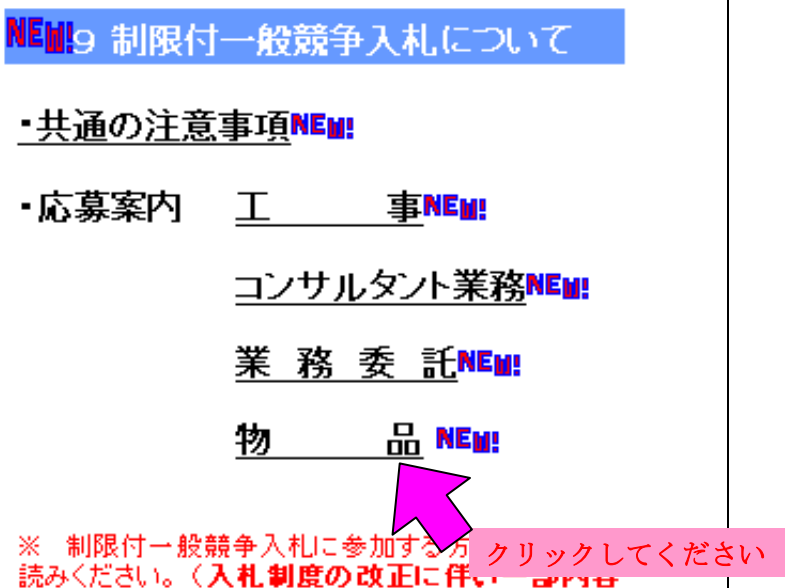 <br>※物品全般に共通する参加手順などの詳細が記載されています。 |
| 5 | 「Ｑ＆Ａ（物品）」を確認 | 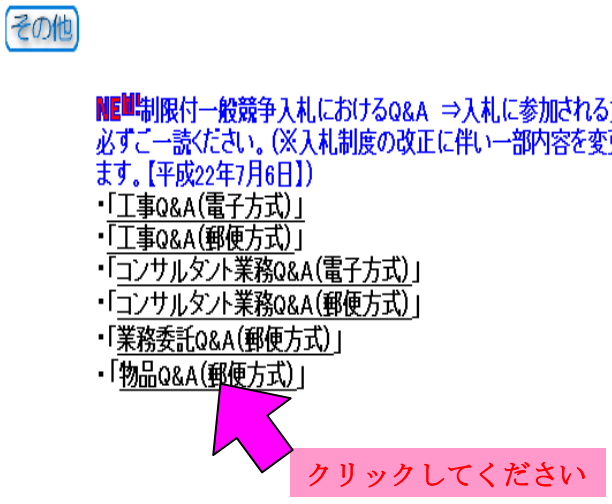 <br>※参加手順などでよくある質問が記載されています。ここに記載されているもの以外の質問は直接契約課までお願いします。なお、設計図書・仕様書等に関する質問は、質問期間中に「設計図書等に対する質問書（物品用）」により、ＦＡＸにてお願いします。 |

| | | |
|---|---|---|
| 6 | 郵送直前に、当該物品に関する質問回答を確認 | 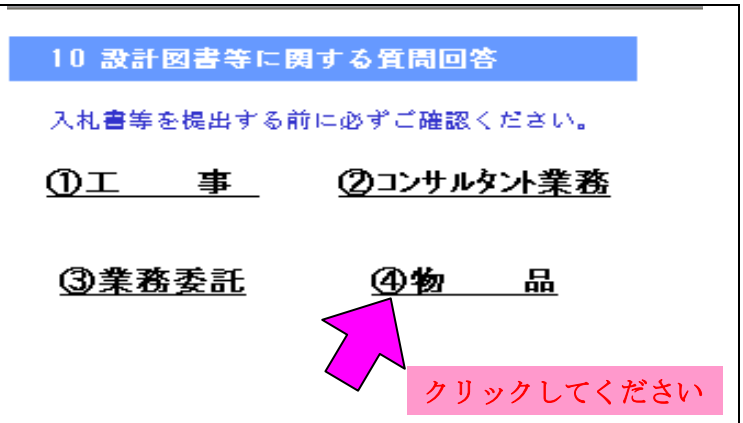 <br>※仕様書の解釈等について、見積りに影響があるような重要な内容が含まれていることがあります。契約課に到着した入札書は、全て回答日の午後１時以降に確認後記入されたとみなされますので、入札書の記入、郵送前には必ずご確認ください。 |
| 7 | 提出書類をダウンロードし、記入・押印 | 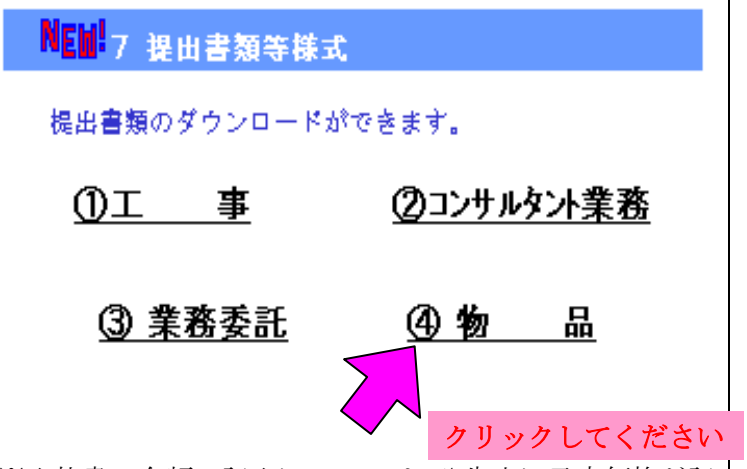 <br>※入札書の金額の記入については、公告文に予定価格が記載されていますので、絶対にこれを超えた金額の記入はしないでください。（指名停止の対象となりますので、見積金額が予定価格を超える場合は、入札をご遠慮ください。） |
| 8 | 提出書類をそろえて封筒に入れ、提出期間内に書留等郵便局が配達した事実の証明が可能な方法にて契約課まで郵送 | ※　締切日必着ですのでご注意ください。<br>※　入札書を任意の封筒に入れ、参加申請書と共に角２封筒等のＡ４サイズが折らずに入るものに封入し、封筒の表面に宛名シール(指定様式)を貼り付けてください。（公告文で提出を求められている場合には納入実績調書、契約書等の写しも同封してください。） |
| 9 | 「参加確認書」を契約課にFAX | ※　８の郵送後すぐに、受領証（お客様控え）を添付してFAX（０７８－９１８－５１５３）してください。 |

| | | |
|---|---|---|
| １０ | 結果を確認 | 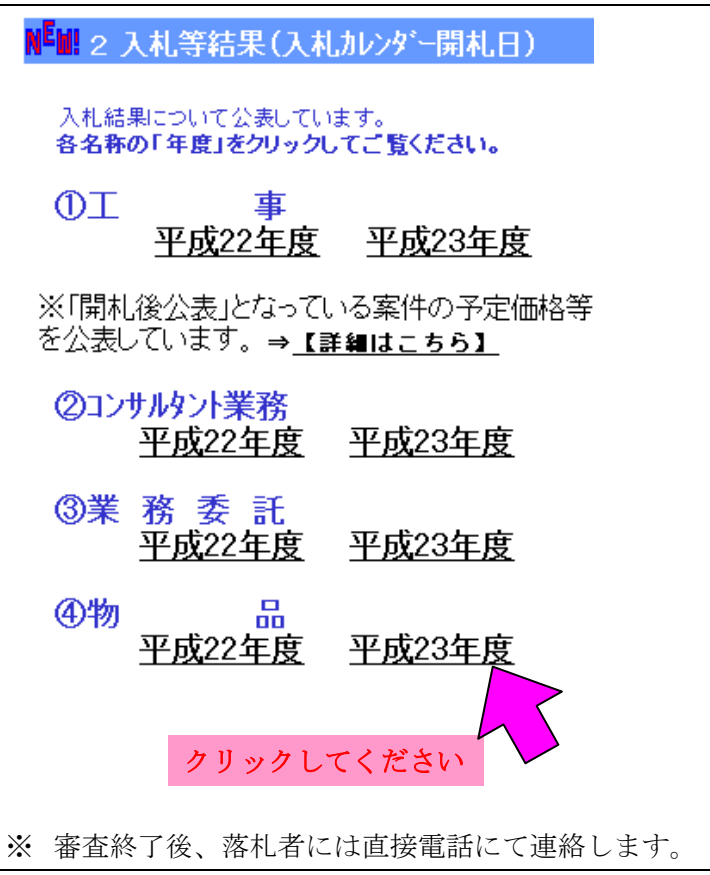 <br>※　審査終了後、落札者には直接電話にて連絡します。 |

流れは以上となります。

次ページより、公告文が表示されますので引き続きご確認ください。

明 契 第 ５ ２ ２ 号
平成２３年５月１９日

明 石 市 長　　泉　　房 穂
（公印省略　財務部契約課）

制限付一般競争入札の実施について

制限付一般競争入札（郵便方式）を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び明石市契約規則（平成5年規則第10号）第5条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

記

１　対象物品（製造の請負）
（１）物品番号　　２３Ｒ１００２
（２）物品名称　　救助工作車Ⅱ型及び救助用資機材
（３）納入場所　　明石市消防本部（明石市藤江９２４番地の８）
（４）製造概要　　救助工作車Ⅱ型（救助用資機材含む）　１台
（５）納期限　　平成２４年２月２９日

２　入札参加要件(参加者は、次のすべての要件に該当していること。)
（１）明石市入札参加資格者名簿(物品・サービス)の物品の製造・売買の部に、契約の種類が車両で登録されていること。
（２）平成１８年４月１日から平成２３年４月３０日までの間に国、地方公共団体又はそれに準じる機関（公社、公団、事業団等）の発注に係る「消火活動機能を有する消防関係特殊緊急自動車」を元請として納入完了実績を有すること。（消火活動機能を有する消防関係特殊緊急自動車用のシャシのみの契約実績は含まない。）
（３）地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しないこと。
（４）明石市契約規則第３条の規定に該当しないこと。
（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成１１年法律第２２５号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りでない。
（６）明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から開札日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
（７）契約締結の条件として、公告日において納期限が到来している明石市税を開札日の前日までに完納していること。
（８）仕様書等の内容を熟知し、内容等を十分に理解した上で入札に参加できること。
**（特に、取付品、付属品等について薬事法による高度管理医療機器の販売業許可が必要とされるものがあるので、当該許可等を有していること。）**

３　入札参加申込み
（１）申込書等の送付期間
**平成２３年５月３１日(火)から平成２３年６月８日(水)まで　（契約課必着）**
（２）入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類(指定様式)を角２封筒等のＡ４サイズが折らずに入るものに封入し、封筒の表面に宛名シール（指定様式）を貼り付けて郵送すること。（様式は変更になる場合がありますので、提出書類等一覧より最新のものをご利用ください。）
ア　制限付一般競争入札参加申請書
イ　入札書（任意の封筒に封入）
ウ　納入実績調書
（３）入札に参加を希望する者は、郵便物提出日中に、財務部契約課へ制限付一般競争入札参加確認書（指定様式）をＦＡＸ（０７８－９１８－５１５３）により提出すること。

４　仕様書についての質問及び回答
（１）仕様書に関して質問しようとする者は、下記期間内に財務部契約課へ質問書(指定様式)をＦＡＸ(０７８－９１８－５１５３)により提出すること。
**平成２３年５月１９日(木)から平成２３年５月２６日(木)午後１時まで**

（２）質問に対する回答
**平成２３年５月３１日(火)午後１時からホームページにおいて公表する**

５　開札日時及び場所
（１）　日　時　　**平成２３年６月９日(木)　午後３時００分（予定）**
（２）　場　所　　８０４会議室（本庁舎８階）　　※開札状況により前後します。

６　変動型最低制限価格の設定
有　　（１４　その他　（２）　参照）

７　入札保証金
免除

８　契約保証金
要(契約金額の１０分の１以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第２５条に該当する場合は免除等を行う場合がある。)

９　支払条件
全額完了払

１０　予定価格(税抜)
**１２３，８０９，５２３円**

１１　契約条項等を示す場所
明石市契約規則、応募案内、入札のしおり等については、財務部契約課及び明石市ホームページにおいて閲覧することができる。

１２　入札に関する条件
（１）　入札書が所定の日時までに到着していること。
（２）　入札者が同一事項について２通以上した入札でないこと。
（３）　入札者の記名押印があり、入札内容が明確であること。
（４）　入札金額が明確であること及び入札金額が訂正されてないこと。
（５）　談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札でないこと。

１３　無効とする入札
入札に参加する者としての必要な資格のない者の行った入札、虚偽の申請により資格を得た者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札

１４　その他
（１）この物品に入札参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の「制限付一般競争入札共通の注意事項」及び「制限付一般競争入札の応募案内（物品）」を確認したうえで申し込むこと。
（２）変動型最低制限価格制度とは、最低制限価格を事前に定めるのではなく、入札金額から算出する制度です。具体的には、１件の発注案件について有効な入札参加者が５者以上の場合に、下位（入札金額の低い）５者の入札金額の平均額を求め、平均額に８５％を乗じて算出された失格値未満の入札については失格となります。このため、最低価格入札者であっても落札者とならない場合があります。

# 制限付一般競争入札の事務の流れ

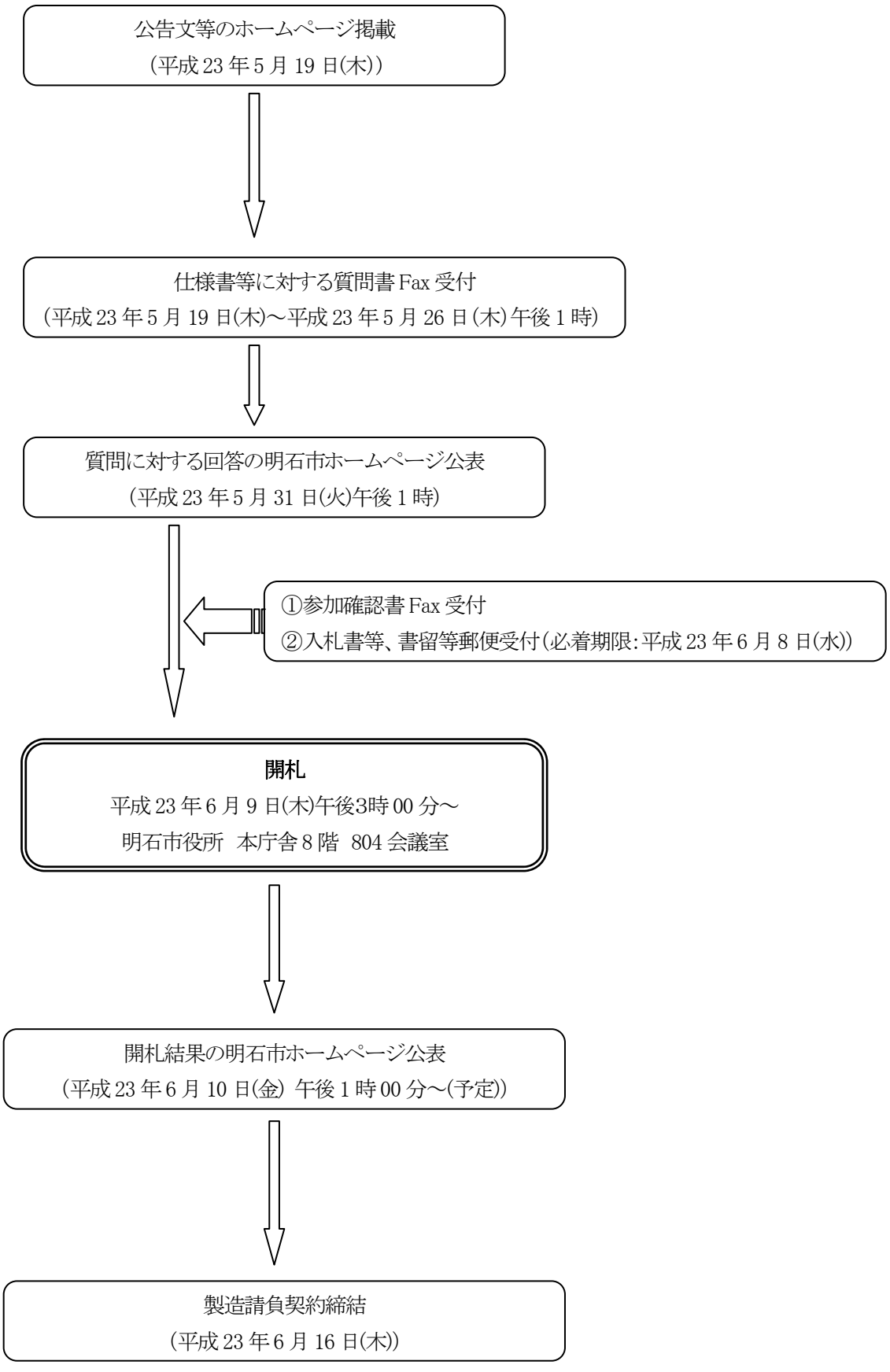

## ○制限付一般競争入札等におけるＱ＆Ａについて

入札参加希望者は、必ず事前に明石市役所ホームページの「入札コーナー」に掲載している制限付一般競争入札の「共通の注意事項」、「応募案内」、「Ｑ＆Ａ」の内容をご確認ください。（随時更新を行っておりますので、最新のものをご確認ください。）

## ○同額応札（くじ引きの執行）があった場合の取扱いについて

平成２０年１月３１日の開札分より、郵便方式において同価の入札があった場合のくじの執行方法を下記のとおり変更しています。

くじの対象となった同価の入札をした者の資格審査を、封筒に同封された提出書類を含めて、くじを執行する前に行い、入札参加要件を満たすと決定した「有効な同価の入札者」を対象にくじを執行します。

くじの執行についての電話連絡を、①「有効な同価の入札者」に対しては、くじの執行日時、②「無効な同価の入札者」に対しては、入札が無効となった理由（くじに参加できない理由）及び入札結果に無効の理由が表記されることを伝えます。

「有効な同価の入札者」によるくじの執行に際しては、代表者あるいは代表者からの委任状を持った代理人の出席が必要となります。なお、指定した日時に代表者等が出席できない場合は、当該入札事務に関係のない市職員が代理人となりますので、ご留意ください。（くじの辞退はできません。）

## ○明石市税の納税状況の確認について

納税状況の確認は　税務室納税課　TEL(078)918-5016 までお願いします。

※その他、公告文記載内容を充分にご確認ください。

# 救助工作車Ⅱ型及び救助用資機材仕様書

## 第１　総則

１　この仕様書は、明石市消防本部（以下「当本部」という。）が平成２３年度に購入する救助工作車Ⅱ型（以下「工作車」という。）の車両及び艤装について必要事項を定める。

２　本工作車の製作にあたっては、この仕様書の定めるほか道路運送車両法、道路運送車両の保安基準等の関係法令並びに緊急消防援助隊整備費補助金交付要綱に適合する緊急自動車であり車体は常時登録された総重量の状態において、十分耐え得るものとする。

３　契約にあたっては、本仕様書を検討し、十分熟知のうえ契約するものとし、契約後における一切の疑義は、全て当本部の解釈に従うものとする。なお、質疑応答事項は、本仕様書の追補とする。

４　受注者は、工作車製作にあたり、本仕様書及び承認図において変更、あるいは不審な点が生じたときは、直ちに当本部に連絡のうえ、その指示を受ける図書等を提出し、承認を受けるものとする。

５　本仕様書に明記されていない点は、メーカー公表の標準仕様とする。

６　製作に使用する全ての資機材等は、最新型で新品を使用すること。

７　特許等工業所有権に関する法令・第三者の有する特許法、実用新案法又は意匠法上の権利及び技術上の知識を侵害することがないよう必要な処置を講ずることとし、これらの運用、適用にかかる費用は受注者が負担すること。

８　同等品の申請は入札前の当本部が指定した期日までに、諸元・性能・価格等の比較表を提出して当本部の承認を得ること。なお、落札後の申請は認めない。

９　車両、装備及び積載品は、全て新規製品であり、陸運局による完成車の車体検査及び新規登録に関する手続き等は受注者が代行し、検査等を伴うものにあっては、検査に合格すること。

10　完成車を納入するまでの費用のうち、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税を除くものとする。

11　受注者は、本市が別に指示する日時及び場所において次の事項について車両の配備先の所属職員に対し車両等の取扱いを説明すること。

　なお、取扱い説明に必要な資料は、受注者が負担し、必要部数を準備すること。

⑴　シャシ関係（運転操作及び日常の点検等の必要事項）

⑵　艤装関係（車両取付品及び附属品の取扱い方法等）

⑶　資機材関係（当本部が指定する資機材についての取扱い）

12　受注者又は修理関係業者は、故障等の事態が発生した場合、緊急自動車として運行を十分考慮した修理等の対応ができること。

## 第２　提出図書

１　受注者は、製作に先立ち当本部と細部打合せを行い、次の関係図書をＡ４版ファイルに綴り込み、各２部を当本部に提出し、承認を受けた後、艤装を開始するものとする。

⑴　艤装外観図（前、後、上部、両側面）

⑵　車体骨組図
⑶　シャシ組立図
⑷　シャシ諸元明細書
⑸　キャビン架装図
⑹　動力伝達装置関係図
⑺　電気系統図及び配線図
⑻　ウインチ装置図
⑼　クレーン装置図
⑽　発電装置及び伸縮照明装置図
⑾　ヒューズ、電球及びリレーの数量及び容量一覧表
⑿　取付品、積載資機材の架装図
⒀　製作工程表
⒁　その他当本部が指示するもの

２　工作車作成中に提出するもの
⑴　契約締結後、月ごとに進ちょく状況を報告すること。
⑵　中間検査時及び完成検査時の製作状況の確認を受ける場合は、確認日時、場所及び要領を記載した製作状況確認依頼書を原則として確認希望日の１ヶ月前までに当本部と調整をすること。

３　工作車完成時について提出するもの
⑴　完成図書　２部
次の書類をＡ４版ファイルにとじて提出すること。
ア　設計図書
イ　車両重量実測書
ウ　最大安定傾斜角度測定結果（状況写真を含む。）
⑵　取扱説明書　２部
次の書類をＡ４版ファイルにとじて提出すること。
ア　シャシ
イ　点検整備要領書
ウ　取付品及び積載品の取扱説明書
エ　指定サービス工場一覧表
オ　予備ヒューズ及び予備電球一覧表
カ　使用油脂の種類及び容量一覧表
キ　車両、積載品、附属品の詳細写真

４　工作車納入時に、次の書類をＡ４判ファイルにとじて提出すること。
⑴　シャシ、エンジンの点検書・パーツカタログ　各１部
⑵　特殊装置の取扱説明書・パーツリスト　各２部
⑶　自動車改造計算書　各１部
ア　艤装重量、車両重量及び車両総重量の加重分布計算書
イ　最大安定傾斜角度計算書（状況写真を含む。）
⑷　各種保証書　各１部

⑸　車両装備品取扱説明書　　各２部
⑹　その他当本部が指示するもの

５　修理等の対応

納車後に発生した故障等の事態に対応するため、連絡先、緊急連絡先、連絡方法等を定めた文書として納車時に２部提出すること。

## 第３　補助要綱

１　救助工作車の規格は、ウインチ、クレーン、発電照明灯及びその他の人命の救助のために必要な構造及び設備を有する四輪駆動のものであること。

２　救助工作車は、Ⅱ型とする。

３　最大積載量は、３ｔ以上とし、乗車定員は、５名以上で安全に乗車できる座席を設けてあること。

４　シャシはホイルベース２．８ｍ以上、エンジン出力は７４ｋＷ（１００ｐｓ）以上であること。

５　ボデーは、鋼板製とし、走行による振動等に十分に耐える構造であること。

６　救助用資機材をその機能を損なうことなく安全かつ確実に積載できるとともに、隊員が容易に当該救助器具を積み降ろしすることのできる堅固な固定装置を備えてあること。

７　取付品及び附属品は次に掲げるものであること。

⑴　赤色警光灯
⑵　電子サイレン（電動サイレン及び警鐘の疑似音を発することができ、かつ、拡声装置としても使用できるものであること。）
⑶　後退警報器
⑷　最大引張力が前方向５ｔ以上のウインチ
⑸　吊上げ能力２．９ｔ以上のクレーン
⑹　屋上自動上昇式発電照明灯
⑺　標識灯
⑻　自動車用消火器　　１本
⑼　車輪止め（中型ゴム製）　　２個

８　軽微な変更として備えることができる取付品及び附属品は次に掲げるものであること。

⑴　電動サイレン
⑵　タイヤチェーン
⑶　キャブチルト装置
⑷　オイルパンヒーター
⑸　スタッドレスタイヤ
⑹　車外無線送話機取出口
⑺　ＧＰＳナビゲーションシステム
⑻　その他当該設備の基本設計の範囲内において必要な取付装置

ア　拡声装置（有線マイク・ワイヤレスマイク２本付）
イ　自動エンジン回転制御装置
ウ　全自動バッテリー監視装置

エ　車両後進誘導連絡装置　　バックギア連動
オ　車両用ラストアレスレーター

## 第４　車両等の構成品等

１　シャシは、最新型式のものを使用し、艤装等で使用する材料及び部品は、新品のものを使用すること。

２　標準取付品

標準取付品及び附属品は、全て納入すること。

３　使用材料及び部品の規格

⑴　車両に使用する材料及び部品は、ＪＩＳに適合したものを使用すること。

ただし、当本部が承諾した場合は、この限りでない。

⑵　骨組み等主要構造部は、一般構造用圧延鋼材又は同等以上の性能を有する金属製とすること。

⑶　アルミ製縞板（以下「縞板」という。）は、統一した模様とし、表面を光沢処理すること。

足場となる縞板には滑り止め加工をすること。

⑷　ビス類は､耐食性を有するステンレス製又は同等の性能を有する金属製とすること。

⑸　ゴム製品は耐油性の合成ゴムを使用すること。

４　電気配線

⑴　艤装配線は、スタートスイッチのＡＣＣ及びＯＮに連動して通電すること。

ただし、無線装置にあってはバッテリーから無線装置のスイッチで直接通電できること。

⑵　配線が貫通する部分、キャブ内床面等でケーブル摩耗等のおそれのある部分は、グロメット、保護管、保護板等により損傷防止処理を施すこと。

## 第５　シャシ

１　工作車に使用するシャシは、キャブオーバーダブルキャブ型５．５ｔ級低床４ＷＤ消防専用シャシであること。

| | | |
|---|---|---|
| ⑴ | 動力伝達装置 | フルパワーＰＴＯ、トランスミッションＰＴＯ付 |
| ⑵ | 乗車定員 | ６人（前席２名、後席４名） |
| ⑶ | 全長 | ７，４００㎜以内（フックの張り出しは除く） |
| ⑷ | 全高 | ３，３００㎜以内 |
| ⑸ | 全幅 | ２，５００㎜以内 |
| ⑹ | ホイルベース | ３，７６０㎜以内 |
| ⑺ | 車両総重量 | １１ｔ未満 |
| ⑻ | エアコン | 当該車に適応の純正品とする。 |
| ⑼ | オイルパンヒーター | １０ｍコード付 |
| ⑽ | キャブチルト | 電動油圧式とし、手動操作可能なものとする。 |
| ⑾ | ラジアルタイヤ | ２４５／７０Ｒ　１９．５ |
| ⑿ | リーフスプリング | バネ常数の高い強化スプリングに変更する。 |

⒀　ステアリング　　右ハンドル、パワーステアリング
⒁　燃料タンク　　容量１００ℓ以上
（シャシ間のデッドスペースに設けること。）
⒂　ＡＢＳ装置
⒃　スタビライザー　　車体の傾き（ロール）を抑えるもの。
⒄　ノンスリップデフ　　片輪空転防止

２　装備取付品
⑴　バッテリー　　１５５Ｇ５１以上　２個
点検が容易なワンタッチ引出し式とする。
⑵　オルタネーター　　２４Ｖ－９０Ａ以上
⑶　バックアラーム　　後退警報は音声合成としＯＦＦスイッチを取付ける。
⑷　バックランプ　　左右各１個
⑸　ディスチャージヘッドランプ
⑹　フォグランプ　　シャシ標準品
⑺　フロントスポイラーバンパー
⑻　後部側面車幅灯　　サイドマーカーランプ左右各１個
⑼　サイドバイザー　　ステンレス製全ドア
⑽　助手席サンバイザー　　シャシ標準品
⑾　艤装メインスイッチ　　ＡＣＣキー連動（無線はバッテリー直結）
⑿　後部大型反射板　　規格品
⒀　前部ナンバープレート　　ステンレス製ナンバー枠とする。
⒁　後部ナンバープレート　　ステンレス製ナンバー枠とし、後部に埋め込み式とする。
⒂　イモビライザー
⒃　マルチインフォメーション
⒄　バックアイカメラ　　ルームミラー型カラーバックモニター（最新式）
⒅　ＧＰＳ付カーナビゲーション
⒆　左サイドミラー　　熱線電動格納式　助手席者用後方ミラーを取付ける。
⒇　ＥＳスタート

３　計器取付品
下記の計器をキャビン内に取付けることとするが、車両のマルチインフォメーション等で確認できるものは取付け不要とする。
⑴　エンジン回転速度計
⑵　エンジン油温計
⑶　エンジン使用時間積算計
⑷　ＰＴＯ使用時間積算計
⑸　電圧計
⑹　電流計

４　附属品
⑴　フロアラバーマット（全座席）　　１式

⑵　標準工具　１式
⑶　非常信号灯（停止標示板、発煙筒）　各１
⑷　車輪止め（中型ゴム製）　４個
⑸　スタッドレスタイヤ　６本
⑹　タイヤチェーン　軽量ケーブル式　ケース付　１式
⑺　泥除けゴム　１式

## 第６　キャビン

１　外観

キャビン内外は、有効に活用のうえ良好な居住性を確保し、次に掲げる艤装を施すこと。

⑴　キャビン屋根を強固に補強し、１００kg以上の過重に耐えうる構造とすること。
また、三連梯子による作業に耐え、基梯部が滑らない構造とすること。

⑵　キャビン屋根上は可能な限り広範囲に縞板の指揮台を設け、外周に高さ１０㎜のステンレスパイプの柵１段を取付け､指揮台にステンレス製Ｄ環等６個を取付けること。
なお、ラッシングベルト（ラジェットバックル、オープンフック付）５本を付属品とする。
また、指揮台の下は、キャビン後部側からの跳ね上げ扉式（ＬＥＤ照明装置付）の資機材庫（有効深さ約８㎝以上）を設けること。

⑶　指揮台の前方側に専用の台座を設け､散光式警光灯の大阪サイレン製｢ＮＦ－Ｌ－ＶＪ２Ｍ－ＬＣ－２｣を取付けること。

⑷　キャビンには次のとおり株式会社ホルムスウィレン製のＬＥＤ赤色点滅灯を取付けること。
ア　フロントバンパーの前面下部左右　　ＬＩＮＺ６ＣＲ２４　　各１個
イ　前面グリル上部の左右　　Ｍ６ＦＲ２４　　各１個

⑸　キャビン屋根最前側に、当市が指定する画像伝送装置（旧車両からの移設）の取付台及び配線を設けること。
また、キャビン指揮台の左右の側面に取付装置等のアンテナを集中して、取付台及び配線を設けること。

⑹　各ドアのフェンダー部及び、蹴込み部分にアルミ化粧板を張ること。

⑺　後部座席の昇降ステップは、縞板を設けること。

⑻　前後席の乗降に必要なステンレス製の手摺を両側に設けること。

⑼　フロントガラス下部及び上部に清掃用の手摺を設けること。

⑽　消防章（１５０㎜)を、フロントグリル（光沢製）中央部に強固に取付けること。

⑾　キャブリアピラー左側に、旗立て装置をステンレス製で設け、旗竿を固定できる機構を設けること。(伸縮アルミ製ポール２ｍ・訓練旗付)
なお、旗竿の固定にねじを使用する場合は、脱落防止機構を設けること。

⑿　エンジン点検用の照明灯を設けること。

⒀　運転席付近に車止め（中型ゴム製）２個を積載し、脱落防止機構付を設けること。

⒁　フロントバンパーはウインチの架装に合わせ張り出すこと。

２　室内

⑴　キャビン内の座席は、次のとおりとする。

ア　座席は前部２席、後部４席とし、前部助手席は埋め込み式ブラケット（ボストロムシート・背もたれマット附属）を取付けること。

全座席にビニールを貼りつける。

イ　後部座席後方に空気呼吸器４基をクイックホルダー（５ℓ～８ℓボンベ対応）で固定し、背もたれを呼吸器下へスライド式で収納でき、呼吸器下部を収納庫として使用できるスペースを設けること。（詳細は別途協議）

ウ　１００Ｖ用機器を充電できるＡＣ２口コンセントを前席及び後席に設けること。（設置位置及び個数等は別途協議）

エ　後部座席下部は、２分割し両側面に扉を設け、収納物を取出せる構造とする。

オ　前部座席中央席を取外し、集中コンソールボックスを設け、後部には仕切りを設けＡ４ファイル、携帯無線機等が収納できること。（詳細は別途協議）

⑵　キャビン内天井にＬＥＤ型照明灯（保護枠付）を数個取付け、運転に支障がないよう遮光板等を設置すること。

⑶　天井中央部、呼吸器上部にパンチングメタル製の棚（落下防止付）を設置し、後部座席からの取出しができるように設けること。

⑷　運転席背もたれ後部、助手席背もたれ後部、後部座席前方中央に、パンチングメタル製で地図等を入れる箱（Ａ－３サイズ）を取付けること。

⑸　後部座席前方に、ステンレス製の手摺棒(可動式フック８個付)を設けること。

⑹　キャビン後部ガラス窓内側に、ガラス保護枠を取付けること。

⑺　ガラス保護枠上部に､面体等を掛けられるフックを取付けること｡(詳細は別途協議)

⑻　前席と後席の間のピラー左右の上部にフックを取付けること。（詳細は別途協議）

⑼　キャビン内天井部の内張りは、電装品及び各配線の点検が容易に行える構造であること。

⑽　助手席と後部席の両側に、超高輝度ＬＥＤマップライトの株式会社ホルムスウィレン製「ＣＬ－ＡＤＪＬＭＡＰ２４」を設けること。

⑾　運転席、助手席下部の空間に運転手用の防火衣等を収納できる箱を設けること。

⑿　各装置の電装用スイッチパネルは、コンソールボックスタイプとし、前席中央部又はダッシュボード上部に集中し、次に掲げるものの操作が容易に行えるよう設け、銘板を付すこと。（詳細については別途協議）

ア　１０連スイッチボックス

- 路肩灯
- 標識灯
- 艤装室内灯（艤装室の照明器具のメインスイッチとする。）
- 左側作業灯（キャビン内及び外部スイッチで操作可能とする。）
- 右側作業灯（キャビン内及び外部スイッチで操作可能とする。）
- 後部作業灯（キャビン内及び外部スイッチで操作可能とする。）
- 左側赤色点滅灯（電子サイレン赤色灯スイッチに連動し、単独入切可とする。）
- 右側赤色点滅灯（電子サイレン赤色灯スイッチに連動し、単独入切可とする。）

・　後部赤色点滅灯（電子サイレン赤色灯スイッチに連動し、単独入切可とする。）
・　後退警報機

イ　音声合成式電子サイレン　　ＴＳＫ－５１０２ＶＹ
（株式会社大阪サイレン製）
マイクＭＣ－１Ｓ付
マイクＤＸ－２５６Ｓ付

ウ　モーターサイレンスイッチ　　（運転手用）

エ　車載型無線機（積み替え）

オ　拡声装置（有線マイク、ワイヤレスマイク固定装置付）

カ　電装及び照明灯に係るメインスイッチ（ＡＣＣ連動）を設けスイッチＯＦＦの状態で全て閉路となるよう配線すること。

キ　ＡＶＭ取付土台

⒀　運転席正面上のコンソール部に、艤装部の各ドア、照明装置、クレーン装置（ジャッキ含む）、はしご積載装置等の閉め忘れや格納状態が確実にされていない場合に赤く点灯する警告灯を設置こと。

⒁　室内の後方上部左右側に無線スピーカーを設置すること。

⒂　天井の空きスペースに収納用のゴムネットを設置すること。

3　電装

⑴　キャブ屋根上に取付ける電装品は、強固に取付けるとともに防水処置を施し、配線は屋根裏からセンターピラーを通し屋根上に配管用パイプを設けること。

⑵　ヒューズボックスをキャブ内に設け、各電装品に名称、アンペアを記入すること。

⑶　モーターサイレンは助手席側に足踏みスイッチ（カバー付）を設け、運転席側にトクルスイッチ等を設置すること。

⑷　散光式警光灯の赤色灯スイッチに連動し、全ての赤色点滅灯が「入」「切」となるようにすること。

⑸　サイドマーカーランプは車両のスモール点灯に連動すること。

⑹　各配線は、確実に行うとともにキャブチルトした場合でも支障がないこと。

⑺　スイッチ類には、すべて銘板を付すこと。

⑻　ナビゲーションシステム・ＳＤ方式を取付けること。

⑼　フロントガラス内側上部（運転席インナーミラー背部）にドライブレコーダー（映像記録装置「ウイットネスⅡ・ＣＦカード２５６MB 付」）を取付けること。

⑽　バッテリー管理器を車載し、外部ＡＣ１００Ｖを介してバッテリー管理充電ができること。

なお、コネクタはマグネット式とし、出動時に容易に取り外せられるものとする。

4　車載無線機等関係

「車載無線機」「車両動態管理端末装置」「画像伝送装置」については、旧車両から当本部が指定する業者が移設するため、受注者は設置に係る連絡調整を契約締結後当本部と十分協議を図り配線を施行し、車載無線機については、デジタルに移行時にも容易に対応できるように配線を施すこと。

## 第７　車体の艤装・架装

１　車体の構造及び一般的事項

⑴　車体の両側面はキャビンと一体観のある丸みを帯びた構造とし、上部を嵩上げすること。

また、アルミ板及びステンレス鋼を使用し、総体的な重量軽減を図り、車体重量、左右前後のバランス、転倒角度を十分考慮して製作すること。

⑵　車体は、前部にウインチ装置、上部に発電照明装置、後部にクレーン装置等を装備し、ボディ扉はアルミ製シャッターで、内部に各種資機材の収納装置を設けること。

⑶　車体後方からの後部ステップへ容易に昇降できる、引き出し式ステップを設けること。（詳細は別途協議）

⑷　積載ボックスの構造は、車体と完全分離した構造とし、中央付近で左右に分割し、両側面を５～６区画する。この区画は、収納機材の現物に合わせ、さらに２～４段の棚に細分すること。（別途協議）

また将来資機材の変更が生じた場合は、容易に改造できることとし、溶接による固定は最小限にすること。

⑸　車体の両側面に設ける資機材収納部の開閉方式は、車体に合致した手動式アルミ製シャッター（ワンタッチ式）とし、開扉状態を確認できるリミットスイッチを設け、キャビンに取付けた表示灯に結線すること。

⑹　車体両側下部、後部は大型の収納庫を設け、ステップ兼扉にすることとし、扉内側には縞板を張り、扉閉時のロック装置付きとする。

なお、サイドに黄色の反射テープを張り付けること。（詳細は別途）

⑺　各資機材のボックス内は防錆加工とし、雨水等が浸入した場合でも外部に排水できる構造とすること。

⑻　各種資機材の収納方法は、次のとおりとする。

ア　可能な限り同一用途にまとめること。

イ　重量物は可能な限り下部位置となるよう収納すること。

ウ　資機材は扉付ボックス・展開式収納棚・ローラー・移動ローラー・引き出しレール等を用い容易に車外へ引き出せる構造とし、高所の資機材にあっては必要に応じ斜め引き出しを設け、ワンタッチでの出し入れができること。

また必要に応じて、棚や引き出しレール等についてはストッパー付とする。

エ　積載台は、可能な限り金属性パンチングメタルを使用し、ネジ等により資機材取付金具の場所を移動できる構造とし、資機材ボックス内に設ける扉等は、アルマイト加工を施した化粧パネルを取付けること。

オ　資機材はアルミ製のボックス等に収納し積載する。

なお、アルミ製ボックスには搬送を容易にするための取手（ゴムカバー付）を設けること。

カ　別表の積載装置が「乗せ換え」の救助資機材にあっては、アルミ製ボックスに収納し、災害用途によって乗せ替え運用できる構造とすること。（詳細は別途協議）

またアルミ製ボックスは、移動式のコンテナに収容し保管する構造であること。

移動式のコンテナにあっては、株式会社本宏製作所製のイージーコンテナ観音扉

－５（アルミ製中間棚３枚、透明防塵カバー付）２式とする。

キ　資機材の収納配置は当本部と十分協議し、重量バランス・収納効率・軽量化対策等を考慮し製作にあたること。

ク　資機材の収納部を有効に照射できる室内灯(ＬＥＤ製)を必要数設け、そのスイッチはキャビン内のスイッチで操作でき、シャッター及びボックス扉の開閉に連動していること。

⑼　車体の重要な点検個所に関して、工具を使用するためのスペースを確保するとともに、必要な個所には点検口または、点検扉を設けること。

⑽　車体にステップ、ブラケット、タラップ手摺棒、支点フック等を取付ける部分には十分な補強を施すこと。

⑾　車体の天井及び各ステップは縞板製とし、車外に設ける手摺、保護枠等はステンレス製にすること。

⑿　資機材の出し入れ等により、塗装が剥がれ易い個所にはアルミ保護板を張ること。

⒀　車両上部の各装置等の取付高さを可能な限り均一とし、緊急に積載する大型の資機材等がフラットに定置できるように施すこと。

なお、両サイドに積載物の落下防止を図るために、ロープ等で固定するための支点としてステンレス製折りたたみ式Ｄ環等を取付けること。(個数等は別途指示)

⒁　車両上部側面にカラビナを取付可能なステンレス製フックを左右３箇所設けること。

⒂　車体側面に、ロープ等を固定できる支持点となるステンレス製フックを左右２箇所に取付ける。(強度及び形状にあっては別途指示、許容加重表示付)

⒃　車体上面への昇降用タラップについては次のとおりとする。

ア　側面昇降用タラップ

車体前部の左右側に設け、横さんの間隔は２００㎜程度、ピッチは３００㎜程度で設け滑り止めを施すこと。

イ　後部昇降用タラップ

クレーン保護パネルと後壁間の左右に設け、横さんの間隔は２００㎜程度、ピッチは３００㎜程度で設け滑り止めを施すこと。

⒄　積載部には次のとおり株式会社ホルムスウィレン製のＬＥＤ赤色点滅灯を取付けること。

| | | |
|---|---|---|
| ア　左右側面嵩上部 | Ｍ６ＦＲ２４ | 各２個 |
| イ　後部面左右上部 | Ｍ６ＦＲ２４ | 各１個 |

⒅　車両後部に燃料タンク（１００ℓ以上）の補給口を、燃料携行缶からも容易に補給できる位置に設けること。

⒆　車両後部に資機材等を収納できる積載庫を設けること。(詳細は別途協議)

⒇　積載部の上部に、吹流しの設定装置をステンレス製で設け、伸縮アルミ製ポールを固定できる機構を設けること。(伸縮アルミ製ポール４ｍ・吹流し付)

なお、伸縮ポールの固定にねじを使用する場合は、脱落防止機構を設けること。

２　資機材収納部等の構造

⑴　車体の両側面に設ける資機材収納部の開閉方法は、車体に合致した手動式アルミ製シャッターとし、開閉状態を確認できるリミットスイッチを設け、キャビンで確認が

できること。
　また、車体の両側面前後に取付ける配線やリミットスイッチ類との緩衝防止策として、アルミ筋板の保護板を設けること。
⑵　車体両側下部の収納庫の扉は柱の無いピラーレス構造とし､扉内側には縞板を張り、外側には車体内側に傾斜をつけ前後方向へアクセントラインを形成すること。
　なお、扉には扉閉時のロック装置付きとする。
⑶　扉の展開時には収納庫下部に入り込み、収納庫床面より１段下がる構造のアーム型ダンパー方式（同等品可）のチェーンレスステップとし、ステップの張り出しを極力抑えた狭隘道路対策を施すこと。
⑷　車体両側面のリヤフェンダーは展開式の扉とし、扉内側には縞板を張り扉閉時のロック装置付きとする。
なお、サイドに黄色の反射テープを張り付けること。(詳細は別途)
⑸　リヤフェンダーの扉は柱の無いピラーレス構造とし、扉外側には車体内側に傾斜をつけ前後方向へアクセントラインを形成すること。
　また展開時には、フェンダーの隙間を少なくする構造とすること。
⑹　全ての展開式ステップの上面角に、塗装剥がれを防止するステンレス製のエッジカバーを三面張り付け、上面には滑り防止のテープを貼り付けること。
⑺　車体の骨組みや板材の切断端末には、危害防止の面取りを施し、飛び出したボルト類は短くするなどの工作を行うこと。
⑻　資機材の固定は、現物に見合った固定装置を取付け、ラッシングベルト等を使用するなど、ワンタッチで容易に脱着できる構造とすること。
⑼　資機材の収納ボックス(アルミ製)にはクッションゴム等を敷き機材の保護を図るとともに防水パッキング、水抜き穴等必要な処置(逆流防止付)を講ずること。
　また、収納ボックス背面には「明石市消防本部」と反射テープで記入すること。
⑽　車体後部壁面上部に、シャッター巻取りのデットスペースを活用した収納枠等を設け、長物資機材の積載庫を設けること。(別途協議)
⑾　車体の左右後の３箇所に、外部無線用送受話器ボックス付、スピーカーを設け後部のみＡＶＭ操作盤の配線を施すこと。
⑿　リヤーコンビネーションランプ及びバックランプの周囲に､化粧板を取付けること。
⒀　左右の後輪付近に、車輪止め（中型ゴム製）各２個を脱落防止機構付収納枠付で取付けること。
⒁　車両後部に、２０型消火器を１本取付けること。
⒂　左右の手動シャッター下には､踏みしろ約１５㎝のワンタッチ式引き出しステップを設けること。(詳細は別途協議)
⒃　左右の手動シャッター間の柱にはステンレス製の取手を設けること。
⒄　本仕様書に明示されていない車体の構造、資機材の配置、固定装置、出し入れ等については、別途打ち合わせにより指示する。
３　救助資機材等
⑴　装備品、付属品、救助資機材等の種類、品名は別表に掲げるとおりとする。
⑵　大型油圧救助器具の積載は､車体下部に積載するものとし､油圧発生源であるパワー

ユニット、油圧ホースダブル（回転台付）、油圧器具本体（スプレッダー、カッター）を接続した状態（脱着可能式）で積載すること。（詳細は別途協議）

⑶　空気呼吸器用予備ボンベ（ボンベ容量は５ℓ）４本を、ワンタッチで脱着容易な金具を取付け積載できること。（詳細は別途協議）

⑷　空気呼吸器用予備ボンベ（ボンベ容量は７ℓ）６本を、３本ごとに専用の搬送できるステンレス製収納箱に収納した状態で積載する構造とすること。（詳細は別途協議）

⑸　ロープ、カラビナ、救助用縛帯等は、吊り下げフック付きの引出しレール式とし、両側面は引っ掛かり防止のパンチングカバーを張り容易に出し入れができること。

⑹　携帯救助器具(掛矢、ツルハシ、バール、金テコ、斧、鉈、鋸等)の収納は、引き出しレール式パンチングパネルに取付け、下部は受け皿式の小物の資機材が収納でき、容易に出し入れが可能な構造等にすること。（詳細は別途協議）

⑺　バスケットストレッチャーは、車体の上面、後面方向に容易に積み降ろしできる構造で固定装置を設け積載すること。（詳細は別途協議）

⑻　車体上面に梯子取付装置としてアルミ製三連梯子(全長８．７ｍ)、チタン製かぎ付梯子(全長３．１ｍ)を積載、この積み降ろしはガススプリングの減衰力を利用した手動式昇降装置とし、取り出す場合はステップ等に乗ることなく地上から用意に引き出せること。

⑼　積載部には、とびロ２本を取付ける装置を設けること。（詳細は別途協議）

⑽　展開式収納庫等の採用により、資機材収納部内部の資機材が取りやすい構造にすること。また、内部にはウエットスーツ等をハンガーで掛けられるバーを設けること。（詳細は別途協議）

⑾　車体上部右側に、上下２段式等の災害に応じて、工具がなくても容易に脱着し積載できる縞板製収納ボックスを設けること。（詳細は別途協議）

なお、各縞板製収納ボックスは次のとおりとする。

ア　上段ボックス　１個

上開きのボックスとし、収納スペースは資機材に合わせて３分割に可動できる仕切りを設ける構造とすること。（詳細は別途協議）

また上部扉の内側にはネット収納を取付けるものとする。

イ　下段ボックス　１個

後ろ開きのボックスとすること。（詳細は別途協議）

⑿　最後部に緊急時に船外機を強固に取付けできる装置を設け、船外機を取付けた状態で走行ができること。

また、折りたたんだゴムボートを収納できる縞板製の収納ボックスを設け、緊急時にクレーンで吊り下げができ､キャビン上部に工具がなくても容易に設置できること。

⒀　救助資機材等は、積載スペース・重量制限・転倒角度制限の可能な限り積載するものとし、積載不能の場合は別途協議すること。

⒁　救助資機材、専用ケース等については｢明石市消防本部｣、｢中崎救助隊｣と明記し、記入できない資機材にあっては｢明石市消防本部｣､｢中崎救助隊｣のシール等を作成すること。

４　ウインチ装置及び関係装備

⑴　ウインチ装置の動力は車両のトランスミッションＰＴＯで高圧ポンプを駆動させ、後輪軸前方のフレームに最大直引き能力５トン級の前引き油圧ウインチ装置を架装すること。なお、車体振動、ねじれ等に十分耐える強度を有すること。

⑵　車両発電照明装置使用時（エンジン回転数１８００rpm）でも、エンジン回転数に関係なく低速、高速のウインチ操作が円滑に行えるものであること。

⑶　ウインチのロープガイドまでフロントバンパーを張り出し、バンパー上部に縞板を取付け、３ｔ用ピンドルフックを１個設けること。

⑷　ワイヤーロープの先端は、５ｔ用アイフック(安全チャック付)スイベル機能付を取付けた構造で収納できること。(詳細は別途協議)

⑸　ウインチ用の縞板カバーをフロントバンパー部に設けること。

⑹　ウインチ(車両)とワイヤーロープの牽引角度は、全方位２５度まで対応可能とし、乱巻き、キンク等が発生しない構造であること。

⑺　ワイヤーロープの巻き込み用に、トランペットカップ型の全方位対応のロープガイドを取付けること。

⑻　安全装置として、過負荷防止装置及び逆転防止装置を取付けること。

⑼　ウインチドラムのクラッチを断の状態で、ワイヤーロープが手動で容易に引き出せること。

⑽　引張り速度は発電照明装置併用時も、１m／分から１２m／分で、無段階に変速操作ができるジョイスティックレバー方式とする。

⑾　救助活動を円滑に進めるため、ワイヤーロープの巻取り・送出しを数ミリ単位の微操作ができ、かつワイヤーロープの戻り等の動きがないこと。

⑿　ウインチドラムにワイヤーを無負荷で収納する際に、乱巻きを防止するロープブレーキ装置を設けること。

⒀　クラッチの断接ほか、全ての操作は有線リモコンでも行えるものとし、緊急時は非常用レバーによる手動操作が可能な構造であること。

⒁　リモコン装置に張力負荷を表示する油圧表示計を設けること。

⒂　リモコンのケーブルは５ｍとする。

⒃　リモコンの取出しは、車両のバンパー部左右に各１箇所設けること。

⒄　ウインチ仕様は、次のとおりとする。

| | | |
|---|---|---|
| ア　形式 | ロッツラー社　HZ０５１/２－５８F | |
| イ　ギア方式 | 遊星ギア(プラネタリアギア) | |
| ウ　能力 | 最大直引能力　前方５ｔ以上 | |
| エ　ワイヤー外径 | １３㎜ | |
| オ　ワイヤーの長さ | 有効３０m 以上（詳細は別途協議） | |

⒅　ウインチ装置の付属品は、仕様は次のとおりとする。

| | | |
|---|---|---|
| ア　繊維スリング | 幅７５㎜　３ｍ・４ｍ | 各２本 |
| イ　繊維スリング | 幅５０㎜　２ｍ・４ｍ | 各２本 |

⒆　ウインチを有効に照らせられるＬＥＤ製の照明装置の株式会社ホルムスウィレン製「ＣＬ－０Ｓ１Ｄ２４」又は「ＣＬ－０Ａ１Ｄ２４」を設けること。

５　クレーン装置及び関係装備

⑴　クレーン装置の動力は車両のトランスミッションＰＴＯで高圧ポンプを駆動させ、シャシ後部に４段式の最大吊上げ能力２．９ｔ級クレーン装置を架装し､シャシフレームを必要に応じ補強すること。

⑵　後部には操作レバーのロッドを覆い隠す手摺付の保護パネル等を設け、中央にナンバープレート、無線ボックス等を埋め込み式で取付けること。

⑶　パワーセービングバルブ(流量調整弁)を有効に照らせられるＬＥＤ製の照明付きで設けること。

⑷　クレーン操作部左右、後部中央の３箇所見易い位置に、水準器を設けること。

⑸　クレーン操作部の見易い位置に、荷重計（デジタル式）を設けること。

⑹　クレーンのブーム先端に、照明灯を１個取付けること。

⑺　車体上部にクレーンフックの収納固定用の受台を取付けること。

⑻　アウトリガー両側面に保護カバーを設け、車体内側に傾斜をつけ車体の前後方向と一体したアクセントラインを形成すること。

　アウトリガーの保護カバーサイドに黄色反射テープを張り付け、アウトリガー張り出し時に点滅するよう大阪サイレン製スレンダーＬＥＤ型ＬＳ－141 点滅灯を設けること。(詳細は別途)

⑼　アウトリガー上部に、黄色灯点灯式(保護枠付)を設けること。

⑽　アウトリガーに、黄色反射テープを張り付けること。

⑾　アウトリガージャッキ用敷板を左右各２枚（大・小)、クレーン装置付近に取付けること。(詳細は別途協議)

⑿　アウトリガーを有効に照らせられるＬＥＤ製の照明装置、株式会社ホルムスウィレン製｢ＷＬ－Ｐ３６ＳＬＣＨＧ｣を設けること。

⒀　クレーン・ウインチの切り替え弁を設け、有効に照らせられるＬＥＤ製の照明装置株式会社ホルムスウィレン製｢ＣＬ－０Ｓ１Ｄ２４｣又は｢ＣＬ－０Ａ１Ｄ２４｣を設けること。

⒁　クレーン収納時のブームの上側には、滑り止め加工を施すこと。

⒂　油圧ゴム配管で本体フレーム等に接触する部分は、損傷防止用のステンレス製ガードを設けること。

⒄　クレーン仕様は、次のとおりとする。

| | | |
|---|---|---|
| ア | 形式 | 古河ユニック株式会社製<br>ＵＲＵ－３４４ＧＲＱＫＫ |
| イ | フック格納 | New スーパーユニフック |
| ウ | 最大クレーン容量 | ２．９ｔ以上 |
| エ | 最大ブーム長 | ９．８ｍ以上 |
| オ | 最大地上揚程 | １１．７ｍ以上 |
| カ | 最大作業半径 | ９．８ｍ以上 |
| キ | 駆動方式 | トランスミッションＰＴＯ油圧式 |
| ク | 連動ラジコン | ＭＬ連動ラジコン警報型 |

⒅　安全装置

　クレーン操作における安全性を確保するため、次のとおりの機能を取付けること。

ア　パラフック
イ　転倒防止装置
ウ　無線式巻過防止装置
エ　ワイヤロープ押え装置
オ　作業灯
カ　アウトリガスリッパ（大・小）収納枠付　　各２個

⑲　クレーン装置附属品の仕様は、次のとおりとする。

| | | |
|---|---|---|
| ア　繊維スリング | 幅１００㎜　５ｍ・７ｍ | 各２本 |
| イ　カラビナ | ㈱伊藤製作所製　ステン１２Ｌ | １０個 |
| ウ　もっこ | ナイロン製耐加重１００㎏以上 | １個 |

6　屋上上昇式発電照明装置及び関係装備

発電照明装置は、フルパワーＰＴＯで駆動させ、発電装置及び配電制御操作盤、投光器、伸縮装置により構成し、照明作業や電源供給作業等の使用及び長年の使用に十分耐えられるものであること。

本仕様書に明記されていない点は、メーカー公表の標準仕様とすること。

⑴　発電装置

| | |
|---|---|
| ア　形式 | ㈱湘南工作所製　ＧＥ－２４１２Ｂ型 |
| イ　出力 | １０ＫＶＡ |
| ウ　電圧 | 単相１００Ｖ |
| エ　周波数 | ５０ＨＺ～６０ＨＺ |
| オ　回転数 | １５００～１８００rpm/min |
| カ　励磁方式 | ブラシレス方式 |
| キ　駆動方式 | フルパワーＰＴＯから自在軸を介しての直結方式 |
| ク　回転調整 | オートスロットル方式 |

⑵　配電制御操作盤

ア　操作盤は、制御盤及び配電盤より構成し、発電機と照明装置への電源供給操作を一体型にしたもので、扉は防滴構造にすること。
イ　形式　㈱湘南工作所製　ＳＶＯ－ＣＢ－ＦＳ２型
ウ　操作盤の材料は、絶縁性、耐圧性及び強度に優れたものを使用すること。
エ　操作盤は、資機材の収納を妨げない最小限の縦型とし、各計器、スイッチ類は合理的に配列されていること。（設置位置は別途協議）
オ　操作盤に自動エンジン回転制御装置用のロック式スイッチを設けること。
カ　車体コンセントは、車体の左右に各２箇所設置すること。（設置位置は別途協議）
キ　車両走行用エンジンの回転調整装置を操作盤に設け、発電機駆動用のエンジン調整レバーを取付けること。なお、この調整時にはシャシ装備の専用ガバナ装置が有効に作動すること。
ク　電圧調整器には、手動により定格電圧の±５％範囲に設定ができる電圧設定器を設けること。
ケ　各スイッチには、同容量のノンヒューズブレーカーを設けること。
コ　操作盤の内部電流回路は、露出部が極めて少ないものとし、他の部分と十分な間

隔が保たれ、かつ整然と組み込まれていること。

⑶　投光器

ア　投光器は、車体屋根の最前部上面に下向き状態で収納し、振動に十分耐えられる支持台を取付けること。

イ　投光器収納時は、クレーン上面より突出しない構造で取付けること。

ウ　投光器は、伸縮、旋回及び上下ふ仰できる構造のもので、有線リモコン及び無線リモコン操作により遠隔操作ができること。

エ　投光器の諸元及び性能は、次のとおりとする。

| | | |
|---|---|---|
| (ｱ) | 形式 | ㈱湘南工作所製　ＳＬＤ－１０００Ｕ型 |
| (ｲ) | 使用電圧 | ＡＣ１００Ｖ |
| (ｳ) | 電球 | ＬＥＤ　１０００Ｗ |
| (ｴ) | 配光 | 拡散レンズ×２灯 |
| (ｵ) | 周囲照明灯 | ＬＥＤ　９Ｗ×２灯 |

⑷　伸縮装置

ア　伸縮装置は、キャビンと積載前部の中央に取付け、積載ボックスの収納スペースを妨げない構造とすること。

| | | |
|---|---|---|
| イ | 形式 | ㈱湘南工作所製　ＳＶＯ－１００Ａ型(油圧４段式) |
| ウ | 伸縮高 | 地上高約６ｍ以上 |
| エ | 収納高 | 地上高３．１ｍ |
| オ | 旋回角 | ３６０度 |
| カ | ふ仰角 | １８０度 |

キ　操作方法

(ｱ)　有線リモコン式・無線リモコン式

(ｲ)　自動収納型

(ｳ)　手動操作可能な構造であること。

⑸　補助照明装置

ア　積載ボックスに、手動式伸縮ふ仰及び旋回可能な補助灯を、振動等に十分耐えられる構造で設けること。

イ　照明装置のコード類は手動式伸縮柱に内蔵し安全を考慮すること。

ウ　補助灯の諸元及び性能は、次のとおりとする。

| | | |
|---|---|---|
| (ｱ) | 形式 | 株式会社ホルムスウィレン製<br>ＰＣＰ２２４－Ｐ（赤色塗装） |
| (ｲ) | 電球 | 超高輝度リネアＳＵＰＥＲ－ＬＥＤ |
| (ｳ) | 取付位置 | 後部右側の１箇所（別途協議） |
| (ｴ) | 手動式伸縮柱 | 伸縮式ポールタイプ |

⑹　作業照明装置等

ア　車体左右側面嵩上げ部に、車体周囲を有効に照射できる株式会社ホルムスウィレン製Ｍ６Ｚ２４の作業灯を各２個備え、スイッチは車内及び積載部前部左右に設けること。

また、車体左右側面嵩上げ部より下向きに照射できる株式会社ホルムスウィレン

製「ＣＬ－ＳＳＬ６Ｄ２４」の照明灯を各２個備え、スイッチは車内に設けること。

イ　積載部後部に、ＬＥＤ製の作業灯株式会社ホルムスウィレン製「Ｍ６Ｚ２４」を左右１個ずつ設けること。なお、スイッチは車内及び車体後部の左右に設けること。

ウ　ウインチ装置及びクレーン装置の操作部を有効に照射できるＬＥＤ製の照明灯を必要数設けること。

エ　アウトリガー使用時にジャッキ付近を有効に照射できるＬＥＤ製の照明灯を設けること。なおスイッチは左右のアウトリガー付近に設けること。

オ　その他作業に必要な場所にＬＥＤ製の照明を設けること。（別途指示）

7　エンジン回転制御装置

工作車に装備される下記⑴～⑶の装置を使用する際に、最適なエンジン回転数を選択する装置を設けること。

また、誤作動による各装置の破損を防ぐため、⑴～⑶の各装置を併用する時には、優先される装置の最適エンジン回転数を選択・維持し、装置の運用効率を最大限に高めること。（同等品可）

⑴　ウインチ装置

ア　ジョイスティックレバーを操作した時のみ、エンジン回転数が最適の状態になること。

イ　ジョイスティックレバーを操作しない時は、エンジン回転数がアイドリングの状態に戻ること。

ウ　発電照明装置と併用時は、発電機の最適回転数を優先させること。

⑵　クレーン装置

ア　発電照明装置と併用時は発電機の最適回転数が優先し、アクセルレバーを最大に操作したときもエンジン回転数が変わらぬこと。

イ　発電照明装置と併用しない時は、アクセルレバーに応じ最大の回転数での操作ができること。

⑶　発電照明装置

ア　配電操作盤付近に、自動的に発電機の最適回転数までエンジン回転を引上げる、ロック式スイッチを設けること。

イ　ロック式スイッチをＯＦＦにすると、エンジン回転数がアイドリング状態に戻り発電を停止すること。

## 第１０　その他の事項

1　牽引フック等

⑴　フロントバンパー上部に、ステンレス製ピンドルフック等（許容加重表示付）を１箇所取付けること。

⑵　フロントバンパー下部に、ステンレス製のシャックル等（許容加重表示付）を２箇所取付けること。

⑶　車両後部両側に、車両最大牽引能力に十分耐えられるピン式牽引フック等（許容加重表示付）を２個所取付けること。

⑷　車両両側のリヤフェンダー内に、ステンレス製環フック等（許容加重表示付）を各２

箇所取付けること。

⑸　車両両側面上部にステンレス製環フック等(許容加重表示付)を左右各２箇所取付けること。(詳細は別途協議)

⑹　各フックの許容加重については､使用用途にあった最大限の加重とする｡(別途協議)

２　塗装

⑴　外部は、完全な防錆加工を施し朱色にて３回以上吹き付けし、十分乾燥後磨き出し仕上げを行うこと。

⑵　各シャッター両面に、車体と同色の塗装を施すこと。

⑶　積載ボックス内はライトグレーの塗装を施すこと。

⑷　各ホイールは塗装はしない。

⑸　その他の部分の塗装色は、消防本部と打ち合わせすること。

⑹　電気式の防錆システムとして、車両用ラストアレスターを設置すること。

３　文字記入

⑴　キャブ両ドアに、次の方法により記入する。

ア　後部ドアに｢明石市消防署｣と記入する。

イ　横文字左書きで記入する。

ウ　文字の大きさは１００㎜程度とする。

エ　文字は、丸ゴシックで白色文字とする。

⑵　キャビン前部に、次の方法により記入する。

ア　フロントグリル右側付近に「救助２」と記入する。

イ　横文字左書きで記入する。

ウ　文字の大きさは１００㎜程度とする。

エ　文字は、丸ゴシックで白色文字とする。

⑶　車体両側の資機材収納部のアルミシャッターにデザイン及び文字を反射テープで記入すること。(詳細は別途指示)

⑷　標識灯に｢明石市｣と、黒色で記入する。

⑸　キャビン上面に｢明石　救助２｣と、２段に黒色で記入する。

⑹　車体後部に、当本部の指示する文字を記入する。

⑺　積載ボックス及び積載資機材には「明石市消防本部」と記入すること。(別途協議)

## 第１１　検査

１　検査内容

⑴　当本部に提出した製作工程表に基づき、検査ができる状態で日程を組むこと。

⑵　検査依頼は、実施予定日のおおむね１５日前までに書類で提出すること。

⑶　検査にあたっては、営業及び設計担当者が必ず立ち会うこと。

２　検査項目

⑴　中間検査

外部塗装前で装備品及び付属品を取付けた状態で実施し、主要部分の組立状況、材料及び各部の寸法等の検査を実施する。

⑵　完成検査

本仕様書、承認図に基づき次の検査を実施する。

ア　艤装全体の検査

イ　付属品員数及び機能検査

ウ　各装備及び救助資機材の検査

⑶　上記以外に発注者、受注者がそれぞれ必要と認めるときは、特別検査を実施できるものとする。但し実施にあたっては事前に相互連絡を取り合うものとする。

⑷　その他

ア　前期の試験及び検査を通じ、振動、音響、発熱等の異常を認めた箇所については、直ちに修復のうえ再検査を受けなければならない。

イ　納入に至るまでの検査及び故障､修理に要した費用の一切は受注者の負担とする。

**第１２　補則**

１　納入台数は１台とし、完成車の納期は、平成２４年　２月２９日までとし、納入場所は当本部が指定した場所とする。

２　登録時に必要な自動車損害賠償責任保険証明書は、受注者が用意するものとし、その費用については、別途請求するものとする。又、自動車重量税印紙は、登録予定日の３週間前に当本部警防課に「重量税申込書」を提出し、後日、当本部において交付を受けるものとする。ただし、自動車リサイクル料等、登録に係るその他一切の諸経費については、契約金額に含むものとする。

３　保証期間は、完成納入後１年間とするが、保証期間後といえども設計不良、工作不良あるいは材料不良に起因する不適合箇所が発生した場合には、無償にて取り換えまたは修理を行うものとする。（メーカー保証が１年以上である場合は、その期間とする。）

なお、保証期間内の各種オイル・エレメント交換は無償で行うものとする。

４　完成車納入後、当本部の指定する場所に置いて、職員に車両の構造及び機器の取り扱い、保守管理等の指導をするための担当者を派遣すること。なお、派遣に対する諸経費の一切は受注者が負担するものとする。

５　エンジンキー及びボックス等の施錠の鍵は、全て一種４組とする。

６　装備品及び積載品は、その機能を全て使用することができる附属品を付けて納入すること。

７　契約締結後、本仕様書の解釈について、当本部に確認せずに施行したものについては全て無効とし、再度製作すること。また、設計、製作中に疑義が生じた場合には当本部と協議すること。

８　当本部担当者が指示する進捗状況を示す書類及び画像を定期的に提出すること。

９　本車両の納入にあたっては、車両の取扱説明書を一括保管できる構造の物に収納し提出すること。

10　納入時に旧車両１台（資機材含）を下取り廃車処分するものとする。

⑴　旧車両の抹消登録等は、受注者の負担と責任において処理すること。

⑵　抹消登録完了後、速やかに当該抹消登録証明書の原本を当本部へ提出すること。

⑶　旧車両の車体に表示してある名称等を消去し、引渡後において当本部に一切迷惑を及ぼすことのないように処理すること｡名称等消去後は､当該箇所を写真撮影のうえ、

当本部に提出すること。

⑷　廃車に伴う重量税及び自動車損害賠償責任保険の還付手続きを行い、当本部が指定する銀行口座に振り込むものとする。

⑸　旧車両の自動車検査証の有効期限は、平成２３年１２月１３日

神戸８８そ　５６－２８

以上

救助資機材一覧表

省令別表１

１－１　一般救助用器具（補助対象）

| 品　名 | 数量 | 型　式 | 積載装置 |
|---|---|---|---|
| かぎ付はしご | １ | ＭＴＬ－１３１ | 有 |
| 三連はしご | １ | ＭＡＬ－３８７<br>クロスバーＴＲＸ－１６７　２本 | 有 |
| 金属製折りたたみはしご又はワイヤはしご | １ | ＫＨＦＬ－Ｙ－１１　ケース付 | 乗せ換え |
| 空気式救助マット | １ | スーパーソフトランディング | 乗せ換え |
| 救命索発射銃 | １ | レスキューマックス　水難救助セット<br>発射ボンベ２本<br>水難カートリッジ３０本 | 有 |
| サバイバースリング又は救助用縛帯 | １ | ＡＺ－１０３１－１ | 有 |
| 平担架 | １ | タイタン９０１型　吊り金具付 | 有 |
| ロープ | ２ | 東京製綱青色Ｓ打２００ｍ | |
| カラビナ | ２０ | ＫＡ１０Ｗ－Ｓ | |
| 滑車 | ５ | プロトラクションＰ５１ | |

１－２　重量物排除用器具（補助対象）

| 品　名 | 数量 | 型　式 | 積載装置 |
|---|---|---|---|
| 油圧ジャッキ | １式 | エクステンドラムＲ４３６０（Ｃ）<br>ラムサポートＬＲＳ－Ｃ<br>ハンドポンプＨＴＷ１８００（Ｃ）<br>油圧ホース（Ｃ）５ｍ　４本<br>ホースバインダー　８本<br>※ルーカスにあっては別途協議 | 有 |
| 油圧スプレッダー | １ | エナパックＥＲ－１０Ｓ | 有 |
| 可搬式ウインチ | １ | リバティーＸ１３　２０ｍワイヤ付 | 有 |
| ワイヤロープ | ２ | マルチスリング５０㎜×２ｍ | 有 |
| マンホール救助器具 | １ | レスキューフレーム | 有 |

１－３　切断用器具（補助対象）

| 品　名 | 数量 | 型　式 | 積載装置 |
|---|---|---|---|
| 油圧切断機 | １式 | マルチツールＣＴ４１５０（Ｃ）　替刃付<br>カッターＣＵ４００７（Ｃ）ＧＰ　替刃付<br>エンジンポンプＤＰＵ３１ＰＣ<br>油圧ホース（Ｃ）１０ｍ　４本<br>ホースバインダー　８本<br>※ルーカスにあっては別途協議 | 有 |
| エンジンカッター | １ | ＥＣ７６００Ｓ<br>ダイヤマルチブレードＧＤＭ　６枚 | 有 |
| ガス溶断機 | １ | ペトロカッターＲＮ３Ｂ３０型<br>ボンベ２本付 | 乗せ換え |
| チェーンソー | １ | ＤＥ６４５０　替刃付 | 有 |
| 鉄線カッター | １式 | ＷＳＲ２２Ａ<br>ＡＳＲ１２５０－ＰＥ<br>バイメタルブレード<br>Ｗ－ＣＳＲＭＳ２３（Ｐ）１０枚<br>Ｗ－ＣＳＲＵＵ３０　１０枚<br>Ｗ－ＣＳＲＳＢ４５　４枚 | 有 |

１－４　破壊用器具（補助対象）

| 品　名 | 数量 | 型　式 | 積載装置 |
|---|---|---|---|
| 万能斧 | ２ | レスキューホース | 有 |
| ハンマー | １ | グラス柄量口ハンマー | 有 |
| 携帯用コンクリート破壊器具 | １ | レッドワン | 有 |

１－５　検知・測定用器具（補助対象）

| 品　名 | 数量 | 型　式 | 積載装置 |
|---|---|---|---|
| 可燃性ガス測定器 | １ | ＧＸ－２０００ | 有 |
| 有毒ガス測定器※※ | ０ | 上記資機材とはん用 | |
| 酸素濃度測定器※※ | ０ | 上記資機材とはん用 | |
| 放射線測定器※※ | １ | ＮＳＮ３ | 乗せ換え |

１－６　呼吸保護用器具（補助対象）

| 品　名 | 数量 | 型　式 | 積載装置 |
|---|---|---|---|
| 空気呼吸器（予備ボンベを含む） | ５ | 空気呼吸器Ｌ－３０　レスマスク付<br>ハンガーＡ１－０８に変更 | 有 |

１－７　隊員保護用器具（補助対象）

| 品　名 | 数量 | 型　式 | 積載装置 |
|---|---|---|---|
| 革手袋 | 5 | オーバーグローブＯＧ－１ | |
| 耐電手袋 | 5 | ＹＳ－１０１－２０－３ | 有 |
| 安全帯 | 5 | ナバホボッドＣ７１０Ｆ０Ｂ | 乗せ換え |
| 防塵メガネ | | 支給品（当本部個人貸与品） | |
| 携帯警報器 | 5 | モーションスカウト（カラビナ付） | |
| 防毒マスク | 5 | 面体６８００ＩＮ<br>吸収缶ＦＲ－６４　フィルター２枚組付 | 乗せ換え |
| 化学防護服(陽圧式化学防護服を除く）※※ | 2 | ザイトロン３００ＮＦＰＡ<br>ハズマックスブーツ、ケムテープ付 | 乗せ換え |
| 陽圧式化学防護服※※ | 2 | ザイトロン５００（当本部仕様）<br>トレーニングスーツ付（当本部仕様） | 乗せ換え |
| 放射線防護服（個人線量計を含む）※※ | 2 | ＳＲ－ＫＡ型（名入り）<br>個人線量計ＤＯＳＥｉ | 乗せ換え |

１－８　検索用器具（補助対象）

| 品　名 | 数量 | 型　式 | 積載装置 |
|---|---|---|---|
| 簡易画像探索機※※ | 1 | プロカムＰＣ－７８０Ｓ２ | 有 |

１－９　除染用器具

| 品　名 | 数量 | 型　式 | 積載装置 |
|---|---|---|---|
| 除染シャワー | | ランコ除染シャワー　ARZ－23 他　一式<br>（国有財産の無償使用により配備） | |
| 除染散布器 | 1 | MHC-11D | |

１－１０　水難救助用器具※（補助対象）

| 品　名 | 数量 | 型　式 | 積載装置 |
|---|---|---|---|
| 潜水器具一式 | 5 | 潜水用ヘルメット（名入り）　反射シール付 | 有 |
| 流水救助器具一式 | 5 | モンベルスローロープ２２ｍ | 有 |
| 救命胴衣 | 5 | ブルストームプロＰＦＤ（反射テープ名入り） | 有 |
| 水中投光器 | 5 | ブライトスターＨＩＤライト２４Ｗ | 有 |
| 救命浮環 | １０ | レスキューチューブ | 有 |
| 救命ボート | １式 | アキレスＦＲＢ－３８０（名入り）<br>船舶検査用具６人用<br>エアガン３００<br>ペンシル型プレッシャーゲージ付 | |
| 船外機 | １式 | ＤＦ９．９Ｅ/８Ｅ | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | プロペラガード　搬送台<br>始動用バッテリキット　水洗点検キット付 | |

１－１１　山岳救助用器具※（補助対象）

| 品　名 | 数量 | 型　式 | 積載装置 |
|---|---|---|---|
| 登山器具一式 | ５式 | セーフティースーパーロープ５０ｍ（11㎜）<br>赤・青・白・黒各１本<br>ﾛｰﾌﾟﾊﾞｯｸﾞ　クラッシックＣ０３　４個付<br>レスキューセンダーＢ５０<br>ポーＰ６３（Ｓ，Ｍ，Ｌ）<br>スイベルＰ５８（Ｓ，Ｌ） | |
| バスケット担架 | １式 | モデル７１　４ポイントブライドル付 | 有 |
| 平担架 | １式 | タイタンＴＩ一体型<br>吊り金具　フローテーションカラー付 | 有 |

１－１２　その他の救助用器具（補助対象）

| 品　名 | 数量 | 型　式 | 積載装置 |
|---|---|---|---|
| 投光器一式 | １式 | Ｅ０２８型 ケーブルコードリール仕様<br>防滴コードリール２個 | 有 |
| 携帯投光器 | ５ | パワーライトＰＬ２５Ｌ　ｶﾗﾋﾞﾅｸﾗﾝﾌﾟ付 | |
| 携帯拡声器 | ２ | ＴＳ-５１３Ｒ ＮＺ－３０３付 | |
| 携帯無線機 | ２式 | ＦＴＨ－１０８　ケース付　１０個<br>防水スピーカーマイクロホン MH-73　５個<br>小型タイピンマイク EK-313-107　５個<br>２連式充電器ＶＡＣ－１０７　５個<br>ニッケル水素充電池ＦＮＢ－１０７　２０本<br>中継器ＲＰ８８　１個 | |
| 応急処置用セット | １ | ２０人用 | 有 |
| 車両移動器具 | ２ | ＡＺ－６２００（収納袋付） | 有 |
| その他の携帯救助工具 | １ | 工具ＮＴＸ７４７ | 有 |
| | 各１ | 鎌・鋸・斧・掛矢・スコップ・とび口（２本） | 有 |
| | １ | グラスマスター | 有 |

※印のものは、地域の実情に応じて備えるものとする。

※※印のものは、特別救助隊、高度救助隊及び特別高度救助隊を除く救助隊については、地域の実情に応じて備えるものとする。

省令別表２

２－１　重量物排除用器具（補助対象）

| 品　名 | 数量 | 型　式 | 積載装置 |
|---|---|---|---|
| マット型空気ジャッキ一式 | １式 | ズムロレスキューバッグ　ＳＥＴＢ<br>ＳＱバッグ３<br>ＳＱバッグ６<br>ＳＱバッグ１２　２個<br>ＳＱバッグ２４　２個<br>ＳＱバッグ　ﾊﾝﾄﾞﾍﾙﾃﾞｭｱﾙｺﾝﾄﾛｰﾗｰ<br>ＳＱレギュレター２ｍホース付<br>ＳＱデリバリーホース　１０ｍ３本<br>ＳＱ安全バルブ付シャットオフホース４本<br>ＳＱフットポンプ<br>各収納ケース付<br>※　マイティーバッグにあっては別途協議 | 有 |
| 大型油圧スプレッダー | １式 | スプレッダーＳＰ４２４０（Ｃ）<br>油圧ホースリールＨＲ４５２０（Ｃ）Ｗ<br>予備スプレッドチップ<br>カッティングチップ<br>けん引セット<br>けん引チェーン<br>アクセサリーケース付 | 有 |

２－２　切断用器具（補助対象）

| 品　名 | 数量 | 型　式 | 積載装置 |
|---|---|---|---|
| 空気鋸 | 1 | タイガーエアソー　３０MPa　調整器付 | |
| 大型油圧切断機 | １式 | カッターＣＵ４０５０（Ｃ)ＧＰ 替刃付<br>エンジンポンプＤＰＵ３１ＰＣ<br>油圧ホースリールＨＲ４５２０（Ｃ）Ｗ | 有 |
| 空気切断機 | 1 | 空気工具３００型（ボンベ無） | 乗せ換え |

２－３　破壊用器具（補助対象）

| 品　名 | 数量 | 型　式 | 積載装置 |
|---|---|---|---|
| 削岩機 | １式 | ＴＥ１０００－ＡＶＲ<br>チゼルＴＥ－ＳＭ７０<br>チゼルＴＥ－ＦＭ５０ | 乗せ換え |
| ハンマードリル | １式 | コンビハンマーＴＥ７０－ＡＴＣ<br>ドリルビットＴＥ－ＹＸ２２／９２<br>ドリルビットＴＥ－ＹＸ３２／５７<br>コアビットＦ－ＢＫ４３．５Ｐセット | 有 |

２－４　呼吸保護用器具（補助対象）

| 品　名 | 数量 | 型　式 | 積載装置 |
|---|---|---|---|
| 酸素呼吸器（ボンベは支給品） | ５ | ＯＸＹ　ＧＥＭ－１１　収納ケース付 | |
| 簡易呼吸器 | ２ | Ｓキャップ | 有 |
| 防塵マスク | | 支給品（当本部個人貸与品） | |
| 送排風機 | １ | ＰＦＥ－２８２Ｙ（５ｍダクト２本） | 有 |

２－５　隊員保護用器具（補助対象）

| 品　名 | 数量 | 型　式 | 積載装置 |
|---|---|---|---|
| 耐電衣 | ２ | ＹＳ－１２１－１－４ | 有 |
| 耐電ズボン | ２ | ＹＳ－１２２－１－１ | 有 |
| 耐電長靴 | ２ | ＹＳ－１１１－９－８ | 有 |

２－６　その他の救助用器具（補助対象）

| 品　名 | 数量 | 型　式 | 積載装置 |
|---|---|---|---|
| 緩降機 | １ | スローダン１２５　３０ｍ | 乗せ換え |
| ロープ登降機 | １式 | アイディＳＤ２００ＳＯ　８個<br>アッセンションＢ１７Ｗ左右　４個<br>フットプロＣ４９　８本 | |
| 発電機 | １ | ＥＵ１６ｉ　並列運転接続キット付 | 乗せ換え |

※印のものは、地域の実情に応じて備えるものとする。

※※印のものは、特別救助隊、高度救助隊及び特別高度救助隊を除く救助隊については、地域の実情に応じて備えるものとする。

３　その他の資機材（補助対象外）

| 品　名 | 数量 | 型　式 | 積載装置 |
|---|---|---|---|
| 熱画像直視装置 | 2 | エボリューション５８００<br>ＩＤシールキット　バッテリ４個付 | 有 |
| 反射付ラバーコーン | １０ | ＣＲ４５－Ｙ／ＢＨ | 有 |
| 制御ブレーキ付台車 | 1 | Ｍ５６ＳＳ－１００Ｔ | 有 |
| スケッドストレッチャー | 1 | ＳＫ－２００　ワンタッチバックル付 | 有 |
| | 1 | ＳＫ－２２０ | 有 |
| 電子ディスクグラインダ | 2 | ＧＡ６０２１Ｃ<br>Ａ－１２３７６　３枚<br>鉄鋼用切断刃１０枚 | |
| インパクトドライバ | 2 | ＴＤ１３３ＤＲＦＸＷ | |
| 電気マルノコ | 2 | ５７３１Ｓ<br>チップソー３枚 | |
| 高圧用検電器 | 2 | ＨＳＧ－６ | |
| 低圧用検電器 | 9 | ＨＴ－６８０Ｄ | |
| 訓練人形 | 1 | コータロー | |
| レスキューブロックセットＣ２ | 1 | ケース付 | |
| 流水救助器具一式 | 5 | モンベルスローロープ２２ｍ | |
| 双眼鏡 | 1 | 双眼鏡ウォリアー７×３０コンパス | 有 |
| 距離測定器 | 1 | トゥルーパルス２００ | 有 |
| 縛帯 | 1 | ＡＺ－１０３０－１ | |

積載装置については別途詳細協議とする。

番号 01884 A

平成 21年 11月 25日

神戸運輸監理部長

# 自動車検査証

| 自動車登録番号又は車両番号 | 登録年月日／交付年月日 | 初度登録年月 | 自動車の種別 | 用途 | 自家用・事業用の別 | 車体の形状 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 神戸 88 そ 5628 | 平成 7年 12月 14日 | 平成 7年 12月 | 普通 | 特種 | 自家用 | 消防車 [523] |

| 車名 | 乗車定員 | 最大積載量 | 車両重量 | 車両総重量 |
|---|---|---|---|---|
| 日野 [262] | 6人 | －kg | 7630kg | 7960kg |

| 車台番号 | 長さ | 幅 | 高さ | 前前軸重 | 前後軸重 | 後前軸重 | 後後軸重 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| FD1JGB10140 | 729cm | 232cm | 304cm | 2560kg | －kg | －kg | 5070kg |

| 型式 | 原動機の型式 | 総排気量又は定格出力 | 燃料の種類 | 型式指定番号 | 類別区分番号 |
|---|---|---|---|---|---|
| KC－FD1JGBA | J08C | 7.96kW | 軽油 | | |

| | |
|---|---|
| 所有者の氏名又は名称 | 明石市 |
| 所有者の住所 | 兵庫県明石市中崎1丁目5－1 [28502 0879] |
| 使用者の氏名又は名称 | ＊＊＊ |
| 使用者の住所 | ＊＊＊ |
| 使用の本拠の位置 | 兵庫県明石市中崎1丁目6－20 [28502 0879] |
| 有効期間の満了する日 | 平成 23年 12月 13日　　年 月 日 |

備考

［神戸］，継続検査
自動車重量税額　￥１００，８００
［２１年度税制］平成２１年１１月２５日　継続検査　受検済み
この自動車は平成２２年１２月１３日以降の有効期間満了日を超えてＮＯｘ・ＰＭ対策地域内に使用の本拠を置くことができません。この自動車の使用の本拠はＮＯｘ・ＰＭ対策地域内です。
［走行距離計表示値］７３，６００ｋｍ（平成２１年１１月２５日）
［旧走行距離計表示値］６１，４００ｋｍ（平成１９年１１月１６日）
以下余白

裏面もご覧下さい。

0045532664

# ［A券］預託証明書（リサイクル券）

<<車両欄>>

| | |
|---|---|
| リサイクル券番号 | 0700-0293-9884 |
| 車台番号 | FD1JGB10140 |
| 車　名 | 日野 |

<<料金欄>>

| | |
|---|---|
| シュレッダーダスト料金 | ¥6,580 |
| エアバッグ類料金 | ***** |
| フロン類料金 | ***** |
| 情報管理料金 | ¥130 |
| **預託金額合計** | ¥6,710 |

※本券（A券）は車両欄記載の車台番号の車両にのみ有効です。
※料金欄で「*****」と表示されている項目はリサイクル料金が預託されていない装備です。使用済自動車引渡時に装備がある場合はリサイクル料金の追加預託が必要です。

財団法人
**自動車リサイクル促進センター**

2005年11月17日発行
事務処理番号：1-106398100108<4>

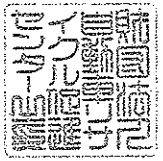

<使用済自動車引渡時、引取業者切離し>

# ［B券］使用済自動車引取証明書

| | |
|---|---|
| リサイクル券番号（移動報告番号） | 0700-0293-9884 |
| 車台番号 | FD1JGB10140 |
| 車　名 | 日野 |
| 預託金額 | ¥6,710（消費税込み） |

※本券（B券）は使用済自動車の再資源化等に関する法律第９条の規定により、使用済自動車を引取った際に同法第８０条の規定に基づき当該使用済自動車の引取りを求めた者に交付する書面となります。

引取日：　　年　　月　　日

<引渡者>
氏名・名称

<引取業者>
登録番号
氏名・名称　　印
事業所名称
所在地
TEL.

<受領証（C券）利用時切離し>

# ［C券］資金管理料金受領証

| | |
|---|---|
| リサイクル券番号 | 0700-0293-9884 |
| 車台番号 | FD1JGB10140 |
| 車　名 | 日野 |

| | |
|---|---|
| 受領金額 | ¥480（消費税込み） |

財団法人
**自動車リサイクル促進センター**

2005年11月17日発行
事務処理番号：1-106398100108<4>

HINO
56-28

MORITA
消防救助隊
56-28

車作工助救

救助工作車